

豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館

区分			利用料金			
			午前9時から午後 零時まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	
市民体育館	占 用 使 用	体育、スポーツ又は レクリエーションに 使用する場合	1,700円	3,000円	4,700円	
	個 人 使 用	一般及び高校生	400円	400円	500円	
		中学生及び小学生	200円	200円	250円	
総 合 体 育 館	占 用 使 用	体育、スポーツ又は レクリエーションに 使用する場合	4,400円	7,600円	12,000円	
		個 人 使 用	一般及び高校生	500円	500円	600円
			中学生及び小学生	250円	250円	350円
	会議室		1,700円	2,200円	2,900円	
	ミーティング室		600円	700円	800円	
附属設備			別表（附属設備）で定める額			
備考						
<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3 前2号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>4 総合体育館の競技場を占有使用する場合で、その半面を使用する場合の利用料金は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。</p> <p>5 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前各号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間</p>						

未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

6 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割（第4号の使用の場合は2.5割）に相当する額を加算する。

7 利用料金の額の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表（附属設備）

区分	単位	使用時間	利用料金
折りたたみいす	1脚	1日当たり	30円
長机	1脚	1日当たり	20円
フロアシート	1枚	1日当たり	100円
仮設ステージ	1式	1日当たり	2,000円